

一揖斐川流域住民より辻本哲郎委員長へ（手紙）

2007.10.9

大垣市田町 1 - 2 0 - 1

近藤ゆり子

徳山ダム建設中止を求める会・事務局長

辻本哲郎先生

1995年河川審答申以後、つまり河川法改正の動きが現れてから、ダム・河川の問題にかかわって来た私にとっては、昨年初夏にこっそりと発表された「木曾川水系河川整備計画策定の進め方」は、「想定内」とはいえ、深い哀しみを覚えざるをえませんでした。河川法改正で、特に河川整備計画策定においては「住民参加」が華々しく謳わたのに。

社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針小委員会委員（中部地方）としての辻本哲郎先生のご発言には、いつも「この地域の河川について、よくご存知だ、博識な方だ」と感じてきました（多くは議事録。議事録に氏名記載はありませんが、辻本先生のご発言は、それと分かります。6月29日は、電が関に傍聴に行きました）。

あなたが委員長をなさっている土岐川庄内川流域委員会には何回か、そして矢作川流域委員会にも傍聴に出かけました。率直に言って「本当に上手く捌く方だな」と思いました。予定の着地点に、しっかりもって行かれる。ときに脱線する他の委員の発言にも我慢強く接し、かつ時間通りに予定の着地点に落とし込むのは並大抵の技ではありません。

すでにお気付きの通り、あなたを褒めてばかりいるわけではありません。

「流域委員会」を巡っては、全国でさまざまな議論がありました。

あなたが委員長を務める（かつ傍聴者発言も確保されない）流域委員会では、開催される前から「予定の着地点」は見えてしまう・・・それは、河川法に16条の2を設け、第3項のみならず第4項をも設けて「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ」とした改正河川法の本来の趣旨でしょうか？

TVなどで、60%湛水した（60%しか湛水していない）徳山ダムの湖面の映像が良く流れます。そして自らの土地に行くのに湖面を「船」で渡らねばならない旧徳山村民の姿も。そのたびのこの12年間の幾多の出来事が走馬燈のように蘇ります。

私が住む大垣には、「平成」に入ってから3回（1990年、2002年、2004年）大きな床上浸水被害を被った地域があります。浸水対策を求める被害住民の声に対して、河川管理者は「財政的制約」を口にします。徳山ダムが完成したとしても、当該地域住民の不安は消えません。

「(治山)治水」は、政治（行政）の要諦です。真剣に、多くの人によって理解され、議論されるべき問題です。

博学で高い見識をお持ちの辻本哲郎先生に私の思いの一端でもご理解頂きたく、これをしたためています。

1. 「新洪水調節計画」で河川法は蹂躪（僭脱）された ～ 危険な揖斐川の治水計画

2004年に徳山ダム建設事業費は大幅に上げられました（2540億円 3500億円）。その際、「新洪水調節計画」として、揖斐川での治水計画が変更されました。河川管理者は「みなし」としての工事実施基本計画（工実）の範囲内で変わらないのだから、16条の2の手続きは不要なのだ、と言い募ります。しかし、工実の「整備基本方針」に相当する部分については「変わらない」としても、洪水防御の方法を定める「整備計画」相当部分については明らかに変更されています。河川法16条の2の僭脱です。

「とにかく徳山ダムを早く作る」・・・このことのために法は踏みじられました。

法手続問題だけではありません。揖斐川において最も危険な洪水対策が採られてしまったのです（ ）。

このことに頬被りしている「木曾川水系河川整備計画策定の進め方」全体、そして「木曾川水系流域委員会」、「整備計画のたたき台」を、素直に認めることはできません。

2002年に万石地点でHWLを超えた根尾川型洪水は、流域平均雨量は325mm/2日であった（本年6月に5年経ってようやく示された）。これは1/30以下の降雨量である（329mm/2日=1/30）。旧工実が採用した高水計画の方法通り「引き延ばし」をかけると、「新洪水調節計画」によるダム運用をしても、基準地点万石で、実に4740m³/Sの流量となり（河川管理者が一貫して主張してきた論理に従えば）破堤は免れないことになる。2004年に河川法の手続きを僭脱して作った「新洪水調節計画」は、「揖斐川本川の破堤前提」の計画だ、ということになる（新たな「河川整備基本方針」では「流域平均2日雨量」を採用しないことで、この批判をスルーすることになるのだろう）。

<添付資料> 参照

- (1) 2004.5.11 国土審議会水資源開発分科会木曾川部会への意見書からの抜粋
- 4. 揖斐川の水害対策の下での徳山・横山ダムの新洪水調節計画案の問題点
- 5. 揖斐川流域住民として訴える - Due Processの保障を -

2. 「財政的制約」で常に遅延する洪水対策 ～ 水害被害者の切実な声は届いているか？

前述のように、大垣には水害常襲地域（荒崎地区）があります。お年寄りや病人を抱える家は、大雨が降る度に「自主避難」を余儀なくされています。避難しないでいても眠れぬ夜を過ごします。度重なる甚大被害によって家庭崩壊が生じ、自殺者まで出しています。

対岸や下流に危険の及ばない「浸水対策」を提言しても「財政的制約」を楯に実施されません。「予算全体が足りない。この地区だけ特別に優遇できない」。

「他も危ないのだからお前も危険は我慢しろ」=「不公平は下に合わせて”公平”化する」ということでしょうか？

辻本先生、あなたは中部地方の河川には詳しく、「土岐川庄内川流域委員会」の委員長でもあります。東海豪雨の甚大被害については、十分にご存知のはずです。

しかし「直轄河道委員会(?)」と化した「土岐川庄内川流域委員会」では、愛知県管理区間である新川の危険については目を瞑りました。庄内川の洗堰締切を30年後にまで延ばさなければならぬのは、何故ですか？

そんなにも不足する治水予算(治水特別会計)から、890億円×65%のお金を込んで「異常洪水に備える」のは、真っ当な議論のあり方でしょうか？

水害被害者の声は聞こえていますか？

<添付資料> 参照

(2) 淀川水系流域委員会への意見書(738) 「治水と住民参加」

http://www.yodoriver.org/iken_shuu/bessi/bessi_738.pdf

3. 徳山ダムに係る木曾川水系連絡導水路のまやかし

～「導水路検討会(第7回)」参考資料11ページの写真は一体何？

「異常洪水時に備える」という徳山ダムに係る木曾川水系連絡導水路の問題点については伊藤達也論文に詳述されています。私は自らの感覚的に触れる部分に限って「まやかし」を指摘するにとどめます。

2007年3月23日の衆議院環境委員会に、門松武河川局長が政府参考人として出席し、既往最大洪水である「H6年洪水」の被害として断水や工場の操業停止をあげました。しかし、「H6年洪水に備える」この木曾川水系連絡導水路には、緊急洪水時に水道用水や工業用水を補給する機能はありません。「まやかし」です。

「H6年洪水時の環境被害軽減」についても、河川管理者は何も示すことはできていません(166国会での近藤昭一衆議院議員提出の「質問主意書徳山ダムに係る木曾川連絡導水路事業の目的と効果に関する質問主意書」「答弁書」で明らか。[衆議院 質問答弁 166国会 378] http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_shitsumon.htm)

そして、「導水路検討会(第7回)」参考資料11ページの写真です。

この木曾川水系連絡導水路導水路によって、この部分のヤマトシジミの斃死を防止するかのように見えます。しかし、「下流施設」が長良川経由の緊急水を補給するのはもっと下流部であり、この部分には補給されません(上流の12m³/Sで十分だ、というなら、そもそも「緊急水16m³/S」にも何の数値根拠もない、と自ら白状したようなもの。)これこそ意図的な「まやかし」です。*

*このことは、既に私が中部地方整備局河川部に指摘しているのに、この委員会には、上手な言い訳が準備されているかもしれません。

木曾川の正常流量はひたすら「木曾鳴戸地点のヤマトシジミ」に規定されているようです(この辺りは、辻本先生は、河川整備基本方針小委員会委員として、十分にお分かりの上、承認されたはずです)。

「ヤマトシジミ」を前面に出されると、長良川河口堰で壊滅させられたヤマトシジミは何だったのか？と問いたくなります。曰く「適正な補償をした」。適正な補償の内容と金額の適正さについて、詳しい説明は何らされていません。長良川河口堰の全体事業費額からして、ヤマトシジミに「890億円×65%」の補償をしたわけではないことは明らか

です。

ヤマトシジミがそんなに大事なら、長良川河口堰のゲートを早く上げて！と叫びたくなるのは私一人でしょうか？

~~~~~  
日本政府は、生物多様性条約で、種の保存を国際公約としています（2010年には生物多様性条約締結国会議COP10を名古屋に招致するとか）。

しかし徳山ダム集水域の貴重な生物（レッドデータブック絶滅危惧 B類 イヌワシ・クマタカ）についての配慮はされていません。徳山ダムモニタリング部会の委員に委嘱されている大型猛禽類の専門家が「このままでは絶滅を見守るだけになってしまわないか」と危機感を顕わにしているくらいです（2006.7.25 第2回徳山ダムモニタリング部会で。私は傍聴者としてこの発言を耳にしていますが、議事録を残さない方式を採ることで、事実上「なかった発言」にされています）。

「生態系保全／生物環境保全」は重要です。私たちは一貫してそれを求めています。

同時に、危険箇所だらけと河川管理者が公言している堤防の強化も重要です。洪水時の破堤は人命に関わります。何を優先するのは、関係住民の切実な意見が反映されるべきです。（形だけの公聴会で済ますことではない）

異常渇水時の対策は、新たな施設を作ることなのか、もっと節水に努めるのか（最悪の場合は1日何時間かの断水も許容するのか） 広く社会的議論に付す問題です。

2003年～2004年にかけての徳山ダム建設事業費増額問題の際、私たちは「愛知県・名古屋市の新規利水も、渇水対策も、それを実現する導水路計画すら存在しないではないか」と批判しました。この批判をしながら、私たちは「徳山ダムの完成が見えて来る頃には、徳山ダム事業の正当化のために、必ず導水路事業計画を出してくる。この事業は（他のダム建設事業のなくなった）水資源機構事業にする」と内々に「予言」していました。この導水路計画は、私たちの批判が的を射たものであったことを逆説的に示しています。

行ふべきではない「建設事業」をし、その矛盾を糊塗するために、さらに「建設事業」を行う・・・この負の連鎖を断ち切ることへの国民的要求も、河川法改正の大きな背景だったはずで

この辺りの議論も、辻本先生、あなたは十分にお詳しい。

このまま「整備計画のたたき台」を「整備計画原案」にスライドし、来年度予算に間に合うように「木曾川水系河川整備計画」を片づけるというのが河川管理者の意図です。その意図を実現させるために、あなたの深い学識と卓越した頭脳が使われるわけですか？

河川は危機に瀕しています。河川は、次世代の人々は、未来を見据えた新たな河川政策を求めています。

辻本哲郎先生、あなたの深い学識と卓越した頭脳が、「未だ予定されていないよりよき着地点」を切り開くために使われることを、心から祈っています。

以上